

質問第三二号

平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年一月三十一日

宇都隆史

参議院議長 西岡武夫殿



## 平成二十三年年度以降に係る防衛計画の大綱に関する質問主意書

平成二十二年十二月十七日、内閣は「平成二十三年年度以降に係る防衛計画の大綱」を閣議決定した。

そこで、以下のとおり質問する。

一 同大綱では「従来の「基盤的防衛力構想」によることなく」「動的防衛力を構築する」と述べられているが、構築すべき「動的防衛力」とは何か。その定義を具体的かつ明確に示されたい。

二 仮に「動的防衛力」の定義が、同大綱にある「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力」であるというならば、それは「従来の「基盤的防衛力構想」」から、どう変わったのか。平成十六年十二月十日に閣議決定された「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱」においては「今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする」と明記されていたという経緯を踏まえ、政府の見解を示されたい。

右質問する。

